

定期健康診断の実施

＝法的根拠及び健康診断日程＝

法律に基づき定期健康診断を実施します。欠席することなく必ず受検してください。

【学校教育法第十三条】

学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保護者に必要な措置を講じなければならない。

【学校保健安全法第十三条】

学校においては、毎学年定期に、児童生徒等(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときには、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

【学校保健安全法第十四条】

学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防措置を行い、又は治療を指示し、並びに運動および作業を軽減する等適切な措置を取らなければならない。

【学校校保健安全法施行規則第五条】

法第十三条第一項の健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものとする。